

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、医師が入院患者 A へ交付した検査結果に、入院患者 B の診療情報提供書が混入していた事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者 ID、診療内容、治療計画等

2 事案の経過

- ・医師が入院患者 A へ交付する検査結果に、プリンタートレイに残っていた入院患者 B の診療情報提供書が混入した状態で入院患者 A に交付した。
- ・入院患者 A より看護師に対し、混入の申し出があり、誤交付が発覚した。謝罪するとともに、入院患者 B の診療情報提供書を回収した。
- ・医師が、入院患者 B に経緯を説明し、謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・医師が、入院患者 B の診療情報提供書を印刷後、プリンタートレイから速やかに取り出さなかったため。
- ・医師が入院患者 A へ検査結果を交付する際、複数人による複数回の書類の確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・患者の書類を印刷後、プリンタートレイから速やかに取り出すよう注意喚起した。
- ・患者に個人情報を渡す際には、患者氏名を読み上げながら渡すとともに、患者にもその場で氏名を確認していただくことを徹底するよう指導した。